

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年10月15日)

開催日及び場所		平成30年9月4日(火) 北陸農政局第3会議室			
委員		鈴木 到 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成30年4月1日～平成30年6月30日			
審議対象案件		262件 うち、1者応札案件34件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件5件 (抽出率2.7%) (抽出率14.7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		抽出なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		抽出なし	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約(その他)		抽出なし	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>第2回北陸農政局入札等監視委員会 1 一般競争方式 北陸農政局 上郷用水路(宮竹サイホン)改修その 2 工事</p>	
	<p>◆説明資料の目的に「改修を行う」とあるが、この工事を行うことによって何がどうなるのか。施工後は、施工前より管路が細くなっているが。</p> <p>◆本工事は「その2工事」だが、「その1工事」も本工事と同じような内容だったのか。</p> <p>◆その1工事の請負者は、本工事と同じ者だったのか。</p> <p>◆入札説明書の交付を受けた者が20者あって、技術提案資料を提出した者が1者だったということだが、こういうケースは珍しいのか、良くあることなのか。</p> <p>◆入札参加しなかった者へのアンケートの結果、技術者の配置が困難だったという意見が多かったということだが、それ以外に何か理由等は無かったか。</p> <p>◆入札公告の中で、土日完全休工を促進するモデル工事であるとあるが、実際に土日完全休工を行っているかの確認は、どのようにしているのか。</p> <p>◆工事現場を完全閉所しなくても、働く人が週2日休むことができれば良いのではないか。土日完全休工というのは、無茶な注文ではないのか。</p> <p>◆技術的な課題で1者応札となっていると</p>	<p>◆今回の工事は、既設用水路のサイホン部が老朽化し、鋼管に錆が生じて強度が落ちて破損の恐れがあることから改修を行うものです。既設の管の中に新しい鋼管を入れる工法であるため、断面的には少し小さくなりますが、設計上の流量は通水可能であることを確認しており、機能的には変わりません。</p> <p>◆施工区間が異なるだけで、工事の内容は同じです。</p> <p>◆同じです。</p> <p>◆入札説明書の交付を受けることは、当該工事への参加資格要件の有無に関わらず可能であるため、交付を受ける者は一定程度いますが、その中で技術提案資料を提出してくるのは、通常三分の一から四分の一程度です。</p> <p>◆本工事は、技術的に難しい面もあるため、敬遠したという意見もありました。</p> <p>◆確認は事業所の監督職員が行います。土日完全休工することによって工事完成時の成績評定において加点されるというメリットもありますが、実行するかしないかは受注者の選択になります。</p> <p>◆実態として、土日完全休工で全工事期間実施することは、ハードルが高いと思います。発注者側としても工期に余裕を持たせるなどの対応を検討する必要があるという課題は持っているところです。当初、工事工程を作成する際には、土日祝日を考慮していますが、現実には工程どおりに進まないこともあります。</p> <p>◆考えられることとしては、参加資格要件の</p>

<p>すると、応札者を増やすにはどうしたら良いのか、何か対策はあるのか。</p> <p>◆工事が技術的に難しい場合は、参加資格要件の施工実績の要件を緩和しても、入札説明書の交付を受ける者は増えるかもしれないが、結果的に対応できる者は限られていて1者応札となってしまうのではないか。</p>	<p>施工実績の要件を緩和するということがあります。</p> <p>◆入札説明書の交付を受けるが増えれば、応札が増える可能性もあると考えます。</p> <p>◆入札参加しなかった者へのアンケートでは、今後は、もっと具体的な理由等を聞く等の対応を検討したいと思います。</p>
--	---

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争方式 新川流域農業水利事業所 新川右岸排水機場予備電源設備工事 (第2回変更)</p>	
	<p>◆入札公告の中で「実績変更対象費について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する施工工事である」とあるが、これはどういうことか。</p> <p>◆移動式発電機は別途工事にて調達するため本工事対象外ということだが、別途工事とした理由は何か。</p> <p>◆1者応札となった要因について、既存施設のメーカーからの部品調達が難しいため受注が困難と判断した者があったという話があったが、同様の事例は他にもあると思うが、このことについての対応というのは何か考えていることがあるのか。</p> <p>◆落札率が高いが、これについてどのように考えているか。</p>	<p>◆東日本大震災の後、技術者等の確保が難しい時期があり、かなり広域的に人を集める必要がある時がありました。そうすると当然余分に経費がかかってきますので、その時は、それに見合う経費を変更対象とするということです。現在はそれほど広域的に人を集めなければいけないような状態ではありませんので、実際には、この条件を適用してはいません。4・5年前には、そういう状況があったためそれ以降の工事では、この条件を入れています。</p> <p>◆移動式発電機は、別途発注した新川河口排水機場予備電源設備建設工事の中で調達しているため、本工事では対象外としています。</p> <p>◆本工事は電気設備工事であり、既設配電・操作制御設備の改造等という内容から、当初施工した者とは別の者が施工するのは難しい面もあるのは事実ですが、設備工事では工事完成時に完成図書というものを成果品として受け取っており、詳細な仕様等が分かるようになっていきますので、本工事のような改造工事であっても別の者でも工事施工は可能という判断で、随意契約ではなく、競争入札方式での契約を採用しているところです。入札参加者が少ないという問題については、やむを得ない部分もありますが、引き続き対策を検討していきます。</p> <p>◆契約変更時には、使用した材料の数量が当初設計に対して実際にはどうだったか等、数量の増減分が、そのまま請負金額の差として反映されることとなりますので、受注者側としても容易に変更増減額を把握できるため、変更契約の際の予定価格に対する契約額の比率は、高くなる傾向にあると承知しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 少額随意契約方式 関川用水農業水利事業所 実証試験補完工事 (第1回変更)</p>	
	<p>◆実証試験のほ場選定については、地権者及び関係機関と調整し決定とあるが、この場所より舗装された道路に近いほ場を選べば、仮設の敷鉄板の延長が少なくて済んだと思うが、そういう選択は無かったのか。</p> <p>◆敷鉄板設置の面積が変更になっているが、当初30㎡で、変更後が576㎡と20倍近い差になっているが、この理由は何か。</p> <p>◆仮設工の敷鉄板に関しては、事前に関係者と協議した上で、当初から見込んでおくべきだったのではないか。</p> <p>◆実証試験の実施主体は、どこになるのか。</p> <p>◆実証試験に当たり、目標とする収益等の目論見があると思うが、どのように計画しているのか。</p> <p>◆実証試験を行って、コストパフォーマンスを検討するということか。</p>	<p>◆比較検討する上で出来るだけ均質な条件のほ場を複数選ぶ必要があったことから、全体のエリアの中で、ほ場の位置、面積や形状を考慮し、エリア中央付近が信頼出来る試験結果を得やすいと判断したところです。</p> <p>◆当初、砂利舗装された農道上はそのままダンプトラックが通行し、ほ場への乗り入れ部のみ敷鉄板を設置する計画でしたが、工事着手に当たって、関係者と打合せを行ったところ、通常の農業機械等よりもかなり重い車両が走ると、法肩に入っている用水の配管に影響がある可能性も考えられ、代掻きの時期でもあり、この時期に水が使えなくなる事態は避けなければいけないということで、ダンプトラックが通行するところは、すべて鉄板を敷設するように変更しました。</p> <p>◆工事発注の前に、もう少し調整をしておくべきだったと思います。</p> <p>◆関川用水地区内の国、県、市、JA等の農業関係機関でコンソーシアムを構築して実施しています。その中で役割分担を決めており、国営事業所では、土質改良材を入れる工事や全体のコーディネートを担当しています。営農は、農家の方が中心となっています。</p> <p>◆計画として、枝豆、タマネギ、キャベツと順次栽培し、それぞれ想定どおりの収穫であれば、これくらいの収益になるということは、試算をしています。</p> <p>◆実証試験により、従前土質と改良後の土質で収量がどのくらい変わってくるかということを確認したり、また農業機械の使用に支障が無いとかいったところも確認しながら、高収益につながる水田園芸の推進を図っていくということです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争方式 関川用水農業水利事業所 笹ヶ峰ダム繫船設備建築工事監理業務</p>	
	<p>◆説明資料に建築士法の抜粋が添付され、説明があったが、特に意味があるのか。</p> <p>◆建築工事を設計した者が、監理業務を実施するわけではないのか。</p> <p>◆1者応札となった関係でアンケートを実施し、原因として「公募が年度末であり」とあるが、そここの調整は難しいのか、年度末を避けても管理技術者が確保できるかは別問題と思うが。</p>	<p>◆この業務は、建築工事の監理が目的ですので、その説明のために建築士法を引用したものです。</p> <p>◆設計は、別途設計業務により行っており、本業務とは別件です。</p> <p>◆監理を行う建築工事は既に3月から工期に入っていたため、発注時期の調整は困難でした。また、本業務は、200万円程度の契約ですが、金額のわりには建築士を拘束する期間が長いと、敬遠される要素になった可能性もあります。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 簡易公募型指名競争方式 九頭竜川下流農業水利事業所 九頭竜川左岸用水路建物等事後調査その2業務</p>	
	<p>◆説明の中の「損害発生」とは、具体的にどんな事が起きたのか。</p> <p>◆調査対象の建物は、全部同じような損害が発生しているのか。</p> <p>◆確認された損害は、工事实施中に発生したのか、完成後なのか。</p> <p>◆調圧水槽という大きな構造物ができたことが原因ではなく、工事車両の振動で損害が発生した可能性もあるということか。</p> <p>◆調圧水槽のような大きな構造物を建てると、地盤沈下等が起きて周辺の建物等に損害が発生するという事ではないのか。</p> <p>◆事前調査なり事後調査を実施するか、しないかというメルクマールはあるのか。</p> <p>◆工事の実施中に損害が発生した場合は、工事を止めるのか。</p>	<p>◆建物の壁に、ひびが入ったり等です。</p> <p>◆対象物件の所有者は4名ですが、そのうちの2名の物件については、近隣で実施中の水路工事の終了後に調査を行うように契約変更を行ったため、調査は未だ行っていません。他の2名の物件については、いずれも建物の壁にひびが確認されたと聞いています。</p> <p>◆工事を行う前に事前調査を行い、工事完成後に事後調査を行っています。事前調査の時には無かった壁のひび等が事後調査において確認され、工事との因果関係が説明できれば補償することになります。</p> <p>◆そのとおりです。</p> <p>◆影響が出ないように設計し、注意して施工しますが、予期せぬ損害が発生してしまう事がありますので、そのために事前調査と事後調査を行っています。</p> <p>◆本件の場合は、調圧水槽そのものが原因ではなく、工事車両の通行の影響と考えられます。調圧水槽のような構造物を造ると損害が発生するという事ではありません。</p> <p>◆事前調査の場合は、工事の規模等にもよりますので、工事の内容や施工区域等から、どの建物が影響を受ける可能性があるか等を検討して、調査範囲を決めることになっています。事後調査は、工事が終わった後に事前調査を行った建物の所有者に聞き取りを行い、損害が発生したのを見ているとか、損害が発生しているようなので調べて欲しいと申し出があった時に、それに関して調査を行うのが事後調査となります。</p> <p>◆途中で損害が発生した場合は、その損害が応急対策をとらなければいけない場合と、そうでない場合がありますので、対応の仕方は</p>

	<p>◆調圧水槽の施工者と、本業務の受注者に 関係は無いのか。</p>	<p>変わってきます。</p> <p>◆業務の受注者について、関係する工事の施 工者の関係者以外を参加要件とする条件は無 く、本件について工事の施工者と業務の受注 者の関係について確認は行っていません。</p>
--	---	---

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>6 簡易公募型プロポーザル方式 柏崎周辺農業水利事業所 市野新田ダム試験湛水解析他業務</p>	
	<p>◆市野新田ダムについて、この種の業務は初めてか。過去に何度か実施しているのか。</p> <p>◆その類似業務の受注者はどこか。</p> <p>◆技術提案書審査結果表の技術提案書の評価は、全部Bとなっているが、これが普通なのか。</p> <p>◆提案者が1者だった場合と複数者だった場合で、基準が変わってくるのか。</p> <p>◆このような業務の技術者として担当するのは、農林水産省のOBか。</p> <p>◆説明資料の中で、予算額35,000千円という表記と、契約予定額33,000千円という表記があるが、この違いは何か。</p> <p>◆堤体観測計器は、別途工事で設置したのものか。</p> <p>◆本件は、かなり専門的な業務で、私が知る範囲では2社程度しかこのような業務を実施しているところを知らない。そのように対応できる者が少ない状況で、1者応札に係る事後審査の具体的改善策として「早い段階で技術者の確保が可能となるよう早期発注に努める」とあるが、これで1者応札の問題が解決できるかどうかについて、今一度検討していただきたい。</p>	<p>◆全く同じ内容ではありませんが、ダムの技術検討委員会の資料作成や河川協議の資料作成等の類似する業務は過去にも発注しています。</p> <p>◆本件と同じ業者が受注しています。</p> <p>◆Bだから劣るということではなく、評価対象者が複数いる場合、相対的に特に優れた者をA、優れた者をB、普通の者をC、劣る者をDとしています。今回は評価対象者が1者であり比べる相手がいないため、中間的なBという評価としています。</p> <p>◆基準は変わりません。相対評価であるため、優れた提案であっても比較対象が無いことから、Aという評価にはならないということです。</p> <p>◆OBよりも、コンサルタント会社で長年経験を積んだ専門の技術者でないと困難な内容だと思います。</p> <p>◆予算額は、予算要求時に概ねこれくらい必要として計上した金額であり、契約予定額は、詳細に積算を行った上での概算の予定額です。</p> <p>◆堤体観測計器の設置は、ダムの本体工事の中で行っています。</p> <p>◆わかりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>7 企画競争方式 信濃川水系土地改良調査管理事務所 柏崎・新潟地域農業振興支援業務</p>	
	<p>◆公示期間は、何日間だったのか。</p> <p>◆調達情報のメルマガを配信しているという話もあったが、公示期間の延長だけでは1者応募の解消は難しいと思う。公示方法の工夫とか、公示されているということを知らせるツール等が必要だと思う。公示期間だけの問題ではないと思うので、可能な範囲で工夫していただきたい。</p> <p>◆業務の目的として、どういうことに使われるのか理解しにくい。都市化が進む中で土地改良事業が利益をを与えているという話も聞くが、この業務がどのような影響を与えるのか、いま一つ分かりにくい。</p>	<p>◆土日も含め、23日間です。</p> <p>◆わかりました。</p> <p>◆例えば目の前に流れている水路が、どこから流れて来て、どこへ行くのかということ、農業に携わっている人以外は、なかなか知り得ない状況がありますが、その水路によって、その地域の営農が成り立っていたり、地域の生活基盤も支えているといったことを、広く一般の方にも知ってもらうことで、農業農村整備事業に対する理解を深めてもらい、延いては農業の振興につなげていこうとするものです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p style="text-align: center;">全般について</p> <p>無し</p>	
講 評	<p>◆毎回言っていることですが、手続きの透明性が一番重要だと思います。今回審議した契約も1者応札の件が多かったわけですが、1者応札となった件についてヒアリングをしっかりとっており、その結果を受けての対応策等の説明も聞きました。審議の中で、要因の追求や対策について、さらに検討をお願いする発言もしましたが、引き続き事業者に対するヒアリングを行い、その結果に基づいて調査・分析を行い、対応策を講じていけば1者応札を減らしていくことができると思います。そのことによつて手続きの透明性も高まると思いますので、委員会としても引き続き活発な議論をしていきたいと思っています。</p>	